

制定 平成24年3月30日 条例第67号

改正 平成25年11月1日 条例第16号

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 保存建築物の登録等（第3条～第6条）
- 第3章 保存建築物等に関する制限
  - 第1節 現状変更の規制（第7条・第8条）
  - 第2節 保存のための措置（第9条～第12条）
  - 第3節 建築物に関する検査等（第13条～第16条）
- 第4章 雑則（第17条～第25条）
- 第5章 罰則（第26条～第30条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、歴史的な価値を有する建築物が、歴史的な町並みその他の市民及び地域の文化を形成する重要な要素であり、当該建築物の保存及び活用が本市固有の趣ある市街地の景観の保全及び文化の向上に資することに鑑み、当該建築物を保存し、及び活用し、並びにその安全性の向上及び維持を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、当該建築物を良好な状態で将来の世代に継承することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、建築基準法（以下「法」という。）及び建築基準法施行令において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象建築物 法の規定が適用されるに至った際現に存し、又はその際現に建築、修繕若しくは模様替えの工事中であった建築物のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 文化財保護法第57条第1項の規定により登録された登録有形文化財
  - イ 景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物
  - ウ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項に規定する歴史的風致形成建造物
  - エ 京都市市街地景観整備条例第38条に規定する歴史的意匠建造物
  - オ 京都府文化財保護条例第52条第1項の規定により登録された文化財
  - カ 京都市文化財保護条例第41条第1項の規定により登録された文化財
  - キ その他市長が前条の目的に適合するものとして別に指定するもの
- (2) 保存建築物 対象建築物のうち、第4条第1項の規定による登録を受けた建築物をいう。
- (3) 保存対象敷地 保存建築物が存する敷地（次条第3項の保存活用計画（第5条第2項の規定による変更登録があった場合にあつては、変更後のもの）において、保存建築物を他の敷地に新築することとする場合にあつては、当該敷地）をいう。

- (4) 増築等 建築物の増築，改築，移転（他の敷地に新築する場合を含む。以下同じ。）若しくは用途の変更又は修繕若しくは模様替えをいう。

## 第2章 保存建築物の登録等

（所有者等による登録の提案）

第3条 対象建築物の所有者は，当該対象建築物の保存及び活用を図るため，法第3条第1項第3号の規定に基づく指定が行われる必要があると認めるときは，別に定めるところにより，市長に対し，当該対象建築物を保存建築物として登録することを提案することができる。

2 景観法第92条第1項に規定する景観整備機構（以下「機構」という。）又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第34条第1項に規定する歴史的風致維持向上支援法人（以下「支援法人」という。）は，対象建築物のうち保存を図る必要があると認めるものについて，別に定めるところにより，市長に対し，当該対象建築物を保存建築物として登録することを提案することができる。

3 第1項又は前項の提案を行おうとする者は，別に定めるところにより，次に掲げる事項を定めた当該対象建築物の保存及び活用に係る計画（以下「保存活用計画」という。）を記載した書面を市長に提出するとともに，当該提案者以外に当該対象建築物が存する敷地（保存活用計画において，当該対象建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては，当該敷地。第6号において同じ。）について所有権又は借地権を有する者がいるときは，あらかじめ，当該提案の内容（保存活用計画の内容を含む。）について，これらの者の同意を得なければならない。

(1) 当該対象建築物の名称及び概要

(2) 当該対象建築物の所有者（所有者が2人以上いるときは，その全員。次条第3項及び第6項，第5条第1項並びに第6条第3項において同じ。）の氏名及び住所（法人にあっては，名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）

(3) 当該対象建築物の保存を図りながら，これを活用するために必要な増築等の工事の内容

(4) 当該対象建築物の安全性に関する事項

(5) 当該対象建築物の維持管理に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか，市長が当該対象建築物の良好な保存及び活用並びに当該対象建築物が存する敷地の周辺の環境の保全を図るために必要と認める事項

（保存建築物の登録等）

第4条 市長は，前条第1項又は第2項の提案を受けた場合において，当該提案に係る対象建築物の保存及び活用を図るために法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を行う必要があり，かつ，当該提案に係る保存活用計画の内容について交通上，安全上，防火上及び衛生上支障がないと認めるときは，当該提案に係る対象建築物を市長がその事務所に備える保存建築物登録原簿に登録することができる。

2 市長は，前項の規定による登録をしようとするときは，あらかじめ，京都市建築審査会の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定による登録を受けた保存建築物の所有者又は占有者は，当該保存建築物に係る保存活用計画に従って，当該保存建築物の保存及び活用を図らなければならない。

4 市長は，第1項の規定による登録をしたときは，遅滞なく，その旨を公告するとともに，保存対象敷地及び当該保存対象敷地内に存する建築物の位置その他別に定める事項を表示した図

書をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

5 第1項の規定による登録は、前項の規定による公告によりその効力を生じる。

6 市長は、第1項の規定による登録をしたときは、当該保存建築物の所有者（当該登録が前条第2項の規定による提案に基づくものであるときは、当該保存建築物の所有者及び当該提案に係る機構又は支援法人）に対し、遅滞なく、登録証書を交付しなければならない。

7 市長は、第4項の規定による公告をしたときは、当該保存建築物について、法第3条第1項第3号の規定に基づく指定を行うため、遅滞なく、京都市建築審査会に諮らなければならない。

（登録の変更）

第5条 前条第1項の規定による登録を受けた保存建築物の所有者及び当該登録に係る提案をした機構又は支援法人（以下「所有者等」という。）は、保存活用計画の内容の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長に対し、登録の内容を変更するよう申し出なければならない。この場合において、当該申出をしようとする者以外に当該保存対象敷地について所有権又は借地権を有する者がいるときは、あらかじめ、当該申出に係る保存活用計画の変更の内容について、これらの者の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の申出を受けた場合において、当該申出の内容が当該保存建築物の保存及び活用を図るために必要であり、かつ、変更後の保存活用計画の内容について交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該保存建築物の登録の内容の変更（以下「変更登録」という。）をすることができる。

3 前条第2項から第6項までの規定は、変更登録について準用する。この場合において、同条第2項中「前項の規定による登録」とあるのは「変更登録」と、同条第3項から第5項までの規定中「第1項の規定による登録」とあるのは「変更登録」と、同条第6項中「第1項の規定による登録」とあるのは「変更登録」と、「当該保存建築物の所有者（当該登録が前条第2項の規定による提案に基づくものであるときは、当該保存建築物の所有者及び当該提案に係る機構又は支援法人）」とあるのは「変更登録を申し出た所有者等」とする。

（登録の抹消）

第6条 市長は、保存建築物について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、遅滞なく、当該保存建築物の登録を抹消しなければならない。

(1) 法第3条第1項第1号又は第2号に規定する建築物に該当するに至ったとき。

(2) 滅失、毀損その他の事由によりその登録の理由が消滅したとき。

2 市長は、保存建築物について、公益上の理由その他の特別な理由があると認めるときは、その登録を抹消することができる。

3 市長は、前2項の規定により保存建築物の登録を抹消したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を公告するとともに、当該抹消を受けた保存建築物の所有者に通知しなければならない。

### 第3章 保存建築物等に関する制限

#### 第1節 現状変更の規制

（増築等の許可等）

第7条 何人も、市長の許可を受けなければ、保存建築物の増築等又はその保存に影響を及ぼす行為をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で別に定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、保存活用計画に照らして当該保存建築物の保存に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。
- 3 市長は、第1項の許可の申請があった場合において、当該保存建築物の保存のために必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。
- 4 市長は、第1項の規定による許可をしたときは、速やかに、第4条第4項の図書の表示する事項について所要の変更をしなければならない。

(敷地内建築物の工事に係る認定等)

第8条 保存対象敷地内において、保存建築物以外の建築物（以下「敷地内建築物」という。）について増築、改築、移転又は用途の変更をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、当該保存建築物の位置、構造及び用途との関係において交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた後に申請の内容を変更しようとする場合（別に定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）についても、同様とする。

- 2 前項の規定による認定は、法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定（法第87条第1項前段において準用する場合を含む。）による確認の申請又は法第18条第2項の規定（法第87条第1項前段において準用する場合を含む。）による通知を要するものであるときは、当該申請又は通知をしようとする日までに受けなければならない。
- 3 第1項の規定による認定に係る工事は、当該認定を受けた後でなければ、これを施工してはならない。
- 4 前条第4項の規定は、第1項の規定による認定をした場合に準用する。

#### 第2節 保存のための措置

(保存建築物の管理義務等)

第9条 保存建築物の所有者は、当該保存建築物を適切に管理しなければならない。

- 2 保存建築物の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、別に定める届出書により、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 3 保存建築物の所有者は、当該保存建築物の管理に関する責任者（以下「保存管理責任者」という。）を選任することができる。
- 4 保存建築物の所有者は、前項の規定により保存管理責任者を選任したときは、別に定める届出書により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。保存管理責任者を解任し、又は変更したときも、同様とする。
- 5 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、その氏名又は住所（法人にあつては、名称、代表者名又は主たる事務所の所在地）を変更したときは、別に定める届出書により、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 市長は、保存建築物の所有者又は保存管理責任者に対し、当該保存建築物を保存するために必要な助言を行うことができる。
- 7 第7条第4項の規定は、第2項、第4項及び第5項の規定による届出を受けた場合に準用する。

(管理に関する勧告及び命令)

第10条 市長は、保存建築物の構造若しくは建築設備又は保存対象敷地の管理が適当でないた

め当該保存建築物の損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険な状態となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該保存建築物若しくは当該保存対象敷地の所有者又は保存管理責任者に対し、相当の猶予期限を付けて、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を採ることを勧告することができる。

- 2 市長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に係る措置を採らなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、当該勧告に係る措置を採ることを命じることができる。

(維持管理の報告)

第11条 保存建築物の所有者又は保存管理責任者は、当該保存建築物について、当該保存建築物に係る保存活用計画の維持管理に関する事項に従い、定期的にその状況の調査（当該保存建築物の構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

(権利義務の承継)

第12条 所有者の変更により新たに保存建築物の所有者となった者は、この条例の規定により市長が行った助言、勧告又は命令その他の処分による当該所有者でなくなった者の権利及び義務を承継する。

### 第3節 建築物に関する検査等

(中間検査)

第13条 市長は、第7条第1項の規定による許可に係る保存建築物の増築等の工事の内容に応じ、当該工事の工程のうち当該工事の施工中に当該保存建築物が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査することが必要なものを指定するものとする。

- 2 保存建築物の建築主は、前項の規定により指定された工程に係る工事を終えたときは、その日から4日以内に市長に到達するように、別に定めるところにより、市長の検査を申請しなければならない。ただし、申請をしなかったことについて別に定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内に市長に到達するようにしなければならない。
- 4 市長は、第2項の規定による申請があったときは、当該申請を受け付けた日から4日以内に、当該申請に係る増築等の工事中の保存建築物が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定による検査をした場合において、増築等の工事中の保存建築物が当該許可の内容に適合していると認めるときは、別に定めるところにより、当該保存建築物の建築主に対して中間検査合格証を交付しなければならない。
- 6 第1項の規定により指定した工程後の工程に係る工事は、前項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

(完了検査)

第14条 保存建築物の建築主は、第7条第1項の規定による許可に係る保存建築物の増築等の工事を完了したときは、別に定めるところにより、市長の検査を申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、同項の工事が完了した日から4日以内に市長に到達するようにし

なければならない。ただし、申請をしなかったことについて別に定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から4日以内に市長に到達するようにしなければならない。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請を受け付けた日から7日以内に、当該申請に係る保存建築物が当該許可の内容に適合しているかどうかを検査しなければならない。

5 市長は、前項の規定による検査をした場合において、同項の保存建築物が当該許可の内容に適合していることを認めるときは、別に定めるところにより、当該保存建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

(検査済証の交付を受けるまでの保存建築物の使用制限)

第15条 保存建築物の増築等をする場合においては、当該保存建築物の建築主は、検査済証の交付を受けた後でなければ、当該増築等に係る保存建築物を使用し、又は使用させてはならない。ただし、市長が安全上、防火上及び避難上支障がないと認めて仮使用の承認をしたときは、検査済証の交付を受ける前においても、仮に当該保存建築物を使用し、又は使用させることができる。

2 前項ただし書の規定に基づき、市長の仮使用の承認を受けようとする建築主は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(敷地内建築物の工事に関する完了の届出)

第16条 敷地内建築物（法第6条第1項、第6条の2第1項又は第18条第3項の規定（法第87条第1項前段において準用する場合を含む。）による確認を受けるものを除く。）の建築主は、第8条第1項の規定による認定に係る工事を完了したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

#### 第4章 雑則

(建築物の設計及び工事監理)

第17条 第7条第1項の規定による許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法第3条第1項（同条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第3条の2第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）又は第3条の3第1項（同条第2項において準用する同法第3条第2項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

2 第7条第1項の規定による許可を受けた保存建築物の工事のうち、建築士法第2条第6項に規定する構造設計図書による同法第20条の2第1項の建築物の工事は、構造設計一級建築士（同法第10条の2第4項に規定する構造設計一級建築士をいう。以下同じ。）の構造設計（同法第2条第6項に規定する構造設計をいう。以下同じ。）又は当該保存建築物が構造関係規定（同法第20条の2第2項に規定する構造関係規定をいう。）に適合することを構造設計一級建築士が確認した構造設計によらなければ、することができない。

3 第7条第1項の規定による許可を受けた保存建築物の建築主は、第1項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項

に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

(工事現場における許可の表示等)

第18条 第7条第1項の規定による許可に係る保存建築物の増築等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、別に定めるところにより、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る同項の許可があった旨の表示をしなければならない。

2 第7条第1項の規定による許可に係る保存建築物の増築等の工事の施工者は、当該工事に係る設計図書を当該工事現場に備えておかななければならない。

(工事現場の危害の防止)

第19条 第7条第1項の規定による許可に係る保存建築物の増築等の工事の施工者は、当該工事の施工に伴う地盤の崩落、建築物又は工事用の工作物の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(消防長等の意見の聴取)

第20条 市長は、第4条第1項の規定による登録又は第5条第2項の規定による変更登録をしようとする場合においては、消防長又は当該登録若しくは変更登録をしようとする建築物の所在地(当該登録又は変更登録に係る保存活用計画において、保存建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地の所在地)を管轄する消防署長に意見を聴くことができる。

(監督処分)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、工事の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、建築物の外観の変更、除却、移転、改築、増築、修繕、模様替え、使用禁止、使用制限その他違反を是正するために必要な措置を採ることを命じることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく許可若しくは認定に違反した保存建築物又は敷地内建築物(以下「保存建築物等」という。)の建築主、当該保存建築物等に関する工事の請負人(請負工事の下請人を含む。以下同じ。)若しくは現場管理者又は当該保存建築物等若しくは保存対象敷地の所有者、管理者若しくは占有者

(2) この条例による許可に付された条件に違反した保存建築物の建築主、当該保存建築物に関する工事の請負人若しくは現場管理者又は当該保存建築物若しくは保存対象敷地の所有者、管理者若しくは占有者

2 市長は、この条例の規定若しくはこれに基づく許可若しくは認定又は当該許可に付された条件に違反することが明らかな増築等の工事中の保存建築物等については、緊急の必要があつて京都市行政手続条例第14条第1項に規定する意見陳述のための手続を取ることができない場合に限り、当該手続によらないで、当該保存建築物等の建築主又は当該工事の請負人若しくは現場管理者に対し、当該工事の停止を命じることができる。この場合において、これらの者が当該工事の現場にいないときは、当該工事に従事する者に対し、当該工事に係る作業の停止を命じることができる。

3 市長は、前2項の規定による処分をしたときは、標識の設置その他別に定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第1項又は第2項の規定による処分に係る保存対象敷地内に設置することが

できる。この場合においては、当該保存建築物等又は当該保存対象敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(違反建築物の設計者等に対する措置)

第22条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による命令をした場合においては、別に定めるところにより、当該命令に係る保存建築物等の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該保存建築物等についての宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者の氏名又は名称及び住所その他別に定める事項を、建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法の定めるところによりこれらの者を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第23条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保存建築物等の建築主、設計者、工事監理者若しくは工事施工者又は当該保存建築物等若しくは保存対象敷地の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該保存対象敷地、当該保存建築物等の構造若しくは建築設備又は建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査等)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、保存対象敷地若しくは保存建築物等に立ち入り、その状況を調査させ、必要な検査をさせ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入るときは、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査、立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第25条 この条例において別に定めるところとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 第5章 罰則

第26条 第21条第1項又は第2項前段の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第27条 第13条第6項の規定に違反して工事を施工した者は、6月以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反して、許可を受けず、保存建築物の増築等又はその保存に影響を及ぼす行為をした者
- (2) 第7条第3項の規定により許可に付された条件に違反した者
- (3) 第8条第3項の規定に違反して工事を施工した者
- (4) 第10条第2項の規定による市長の命令に違反した者
- (5) 第15条第1項前段の規定に違反して保存建築物を使用し、又は使用させた者
- (6) 第21条第2項後段の規定による市長の命令に違反した者



第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、200,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第13条第2項又は第14条第1項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者
- (2) 第23条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (3) 第24条第1項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第26条から前条までに規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物(木造のものに限る。)で、当該建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

附 則 (平成25年11月1日条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に解体され、その建築材料の全部又は一部が保管されている建築物(木造以外のものに限る。)で、当該建築材料の全部又は一部を用いてその原形を再現しようとするものについては、解体されていないものとみなして、この条例による改正後の京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の規定を適用する。

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、建築基準法、建築基準法施行令及び京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(保存建築物の登録の提案等)

第2条 条例第3条第1項又は第2項の規定により保存建築物の登録の提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該提案に係る対象建築物の名称及び敷地（保存活用計画において、当該対象建築物を他の敷地に新築することとする場合にあっては、当該敷地。第1号を除き、以下同じ。）の位置を記載した登録提案書（第1号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 当該提案の日現在の状況（次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に掲げる状況）を表示した別表第1(1)の項及び(2)の項に掲げる図書

ア 対象建築物が既に解体されている場合 当該提案の日現在の対象建築物を再現する敷地の状況及び解体される前の対象建築物の状況

イ 保存活用計画において、対象建築物を他の敷地に新築することとする場合（アの場合を除く。）  
当該提案の日現在の当該敷地及び対象建築物の状況

(2) 当該建築物が対象建築物であることを証する書面

(3) 条例第3条第3項の同意を得たことを証する書面

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る対象建築物について条例第4条第1項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を記載した文書に登録提案書の副本及びその添付図書を添えて、提案者に交付する。

(保存活用計画書の提出)

第3条 条例第3条第3項の規定による書面の提出は、保存活用計画書（第2号様式）に次に掲げる図書を添付して行うものとする。

(1) 別表第1(2)の項から(4)の項までに掲げる図書

(2) 保存活用計画概要書（第3号様式）

(3) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

(登録の縦覧事項)

第4条 条例第4条第4項に規定する別に定める事項は、保存活用計画概要書に記載すべき事項とする。

(登録の変更の申出等)

第5条 条例第5条第1項の規定による申出をしようとする者は、登録変更申出書（第4号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の保存活用計画書
- (2) 別表第1に掲げる図書(変更に係る部分に限る。)
- (3) 条例第5条第1項後段の同意を得たことを証する書面
- (4) 変更後の保存活用計画概要書
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申出が行われた場合において、当該申出に係る保存建築物について条例第5条第2項の規定による登録の内容の変更をしないこととしたときは、その旨及びその理由を記載した文書に登録変更申出書の副本及びその添付図書を添えて、申出者に交付する。

(登録の変更を要しない軽微な変更)

第6条 条例第5条第1項に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 保存建築物の名称の変更
- (2) 保存建築物の所有者の変更
- (3) 保存建築物の所有者の氏名又は住所(法人にあっては、名称、代表者名又は主たる事務所の所在地)の変更
- (4) 設計者の変更
- (5) 保存対象敷地の境界線の変更を伴わない保存対象敷地の地名及び地番の変更
- (6) その他市長が当該保存建築物の保存を図るうえで特に支障がないと認める変更

(登録抹消の通知)

第7条 条例第6条第3項の規定による通知は、文書により行うものとする。

(現状変更の許可の申請等)

第8条 条例第7条第1項の規定による許可を受けようとする者は、現状変更許可申請書(第5号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第1(2)の項及び3)の項に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書又は不許可通知書に現状変更許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付する。

(許可を要しない行為)

第9条 条例第7条第1項ただし書に規定する別に定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 保存建築物の保存活用計画書に記載された維持管理に関する事項に該当する行為
- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (3) その他市長が当該保存建築物の保存を図るうえで特に支障がないと認める行為

(敷地内建築物の認定の申請等)

第10条 条例第8条第1項の規定による認定を受けようとする者は、認定申請書(第6号様式)に、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 別表第1(2)の項に掲げる図書
- (2) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項各号に掲げる図書で添付させる必要がないと認めるものを省略させることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、認定又は不認定を決定し、認定通知書又は不認定通知書に認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付する。

(認定を要しない軽微な変更)

第11条 条例第8条第1項後段に規定する別に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 敷地内建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更
- (2) 敷地内建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更
- (3) 敷地内建築物の建築面積又は延べ面積が減少する場合における建築面積又は延べ面積の変更
- (4) 敷地内建築物の建築材料の変更（建築材料の性能の低下を伴わないものに限る。）
- (5) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (6) その他市長が保存建築物の保存を図るうえで特に支障がないと認める行為

(所有者変更届出書等)

第12条 条例第9条第2項に規定する別に定める届出書は、所有者変更届（第7号様式）とする。

2 所有者変更届には、保存建築物の所有者が変更したことを証する書面を添付しなければならない。

(保存管理責任者選任・解任・変更届)

第13条 条例第9条第4項前段に規定する別に定める届出書は、保存管理責任者選任・解任・変更届（第8号様式）とする。

(氏名・住所変更届)

第14条 条例第9条第5項に規定する別に定める届出書は、氏名・住所変更届（第9号様式）とする。

(維持管理の報告)

第15条 条例第11条の規定による報告は、維持管理報告書（第10号様式）に別表第2に掲げる図書を添えて行うものとする。

(中間検査申請書)

第16条 条例第13条第2項本文の規定による検査の申請は、中間検査申請書（第11号様式）により行うものとする。

(申請することができないやむを得ない理由)

第17条 条例第13条第2項ただし書及び第14条第2項ただし書の規定による別に定めるやむを得ない理由は、災害その他の事由とする。

(中間検査合格証)

第18条 条例第13条第5項に規定する中間検査合格証の様式は、第12号様式とする。

(完了検査申請書及び検査済証)

第19条 条例第14条第1項の規定による検査の申請は、完了検査申請書（第13号様式）により行うものとする。

2 条例第14条第5項に規定する検査済証の様式は、第14号様式とする。

(仮使用の承認の申請等)

第20条 条例第15条第1項ただし書の規定による仮使用の承認を受けようとする者は、仮使用承認申請書（第15号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第3に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、承認又は不承認を決定し、仮使用承認通知書又は仮使用不承認通知書に仮使用承認申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付する。

(敷地内建築物に関する完了の届出)

第21条 条例第16条の規定による完了の届出は、工事完了届（第16号様式）により行うものとする。

(提案、申出又は申請の取下げ)

第22条 第2条第1項の規定による提案、第5条第1項の規定による申出若しくは第8条第1項、第10条第1項又は第20条第1項の規定による申請をした者は、登録済証、許可通知書、認定通知書又は仮使用承認通知書の交付を受ける前に、当該提案、申出又は申請を取り下げようとするときは、その旨を文書により市長に届け出なければならない。

(工事監理者の選定等)

第23条 第8条第3項の規定による許可通知書又は第10条第3項の規定による認定通知書の交付を受けた建築物の建築主（以下「許可建築主等」という。）は、工事監理者又は工事施工者を定めるときは、選定届（第17号様式）を市長に届け出なければならない。

2 許可建築主等は、建築主、工事監理者又は工事施工者に変更があったときは、速やかに建築主等変更届（第18号様式）を市長に提出しなければならない。

(工事現場における許可の表示の方法)

第24条 条例第18条第1項の規定による表示は、第19号様式により行うものとする。

(公示の方法)

第25条 条例第21条第3項に規定する別に定める方法は、市役所及び区役所の掲示場への掲示とする。

(違反建築物の設計者等の通知)

第26条 条例第22条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第21条第1項又は第2項の規定による命令（以下「命令」という。）に係る建築物の概要
- (2) 前号の建築物の設計者、工事監理者若しくは工事の請負人又は当該建築物について宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者に係る違反事実の概要
- (3) 命令をするまでの経過及び命令後に市長が講じた措置
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、参考となるべき事項

2 条例第22条の規定による通知は、当該通知に係る者について建築士法、建設業法又は宅地建物取引業法による免許、許可又は登録をした国土交通大臣又は都道府県知事に対してするものとする。

3 前項の規定による通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には命令書の写しを添えるものとする。

(身分証明書)

第27条 条例第24条第2項に規定する身分を示す証明書は、第20号様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月1日規則第47号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条, 第3条, 第5条, 第8条及び第10条関係)

区分	図 書	明 示 す べ き 事 項
(1)	付 近 見 取 図	敷地の位置, 縮尺, 方位, 道路, 目標となる地物及び都市計画法第4条第3項に規定する地域地区の境界線
	敷 地 面 積 求 積 図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式
(2)	配 置 図	縮尺, 方位, 敷地境界線, 敷地内における建築物の位置及び用途, 提案, 申出又は申請 (以下「提案等」という。)に係る建築物と他の建築物との別, 土地の高低, 敷地が接する道路の位置及び幅員並びに隣接する建築物の用途及び概要
	各 階 平 面 図	縮尺, 方位, 間取り, 各室の用途, 床面積並びに壁, 通し柱, 開口部及び防火戸の位置 (工場にあってはこれらの事項並びに作業場の位置並びに機械設備及びこれに付属する工作物の位置及び名称を, 危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物にあってはこれらの事項及び危険物の貯蔵又は処理を行う位置を含む。)
	建 築 面 積 求 積 図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	床 面 積 求 積 図	建築物の床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	2 面 以 上 の 立 面 図	縮尺, 開口部及び防火戸の位置並びに外壁及び軒裏の構造及び仕上材料
	2 面 以 上 の 断 面 図	縮尺, 各階の床及び天井 (天井がない場合にあっては, 屋根) の高さ, 軒, ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ
(3)	基 礎 伏 図 各 階 床 伏 図 小 屋 伏 図 2 面 以 上 の 軸 組 図	縮尺, 構造耐力上主要な部分に使用される部材の位置, 寸法, 構造方法及び材料の種別並びに開口部の位置, 形状及び寸法
	構 造 詳 細 図	縮尺並びに構造耐力上主要な部分 (接合部を含む。), 屋根ふき材, 内装材, 外装材, 帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔, 装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものの取付部分の構造方法
	使用構造材料一覧表	構造耐力上主要な部分である部材に使用される全ての材料の種別及び使用部位
	安全性の評価のための調査結果報告書	構造耐力上主要な部分 (接合部を含む。) に使用される部材の劣化及び損傷の状況
		屋根, 軒裏, 外壁, 開口部並びに室内の仕上げの材料の種別及び厚さ
	地震に対する安全性の評価説明書	構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果
構造耐力上主要な部分についての地震に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果		
	建築物の内部で生じる火災に対する安全性の評価結果	

	火災に対する安全性の評価説明書	建築物の外部で生じる火災に対する安全性の評価結果
		建築物の火災に対する安全性の評価結果の適切性に関する検討結果
(4)	地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした改修計画書	地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の内容
		地震又は火災に対する安全性の向上を目的とした建築物の改修工事の実施時期
	維持管理に関する事項を記載した書面	建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行う調査の項目及び概要
		条例第11条の規定に基づく維持管理の報告の時期及び方法
		建築物の敷地、構造及び建築設備を適切な状態に維持するために必要な措置

備考1 付近見取図にあつては、縮尺が2,500分の1以上であるものとする。

2 配置図、各階平面図、立面図及び断面図にあつては、縮尺が100分の1以上であるものとする。ただし、提案等に係る建築物の規模が大きいため、適切に表示することができないときは、この限りでない。

別表第2（第15条関係）

図 書	明 示 す べ き 事 項
配 置 図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、保存建築物と他の建築物との別及び敷地の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
各 階 平 面 図	縮尺、方位、間取り及び建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
立 面 図	縮尺、外壁、軒裏及び開口部の位置並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
断 面 図	縮尺、各階の床及び天井（天井がない場合にあつては、屋根）の高さ、軒、ひさし及びけらばの出並びに建築物の各部分の高さ並びに建築物の構造及び建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために行った調査の結果
屋 根 伏 図	縮尺、方位並びに屋根ふき材及び屋根の状況
カ ラ ー 写 真	建築物の構造及び建築設備の状況並びに写真を撮影した日付

備考 配置図、各階平面図、立面図及び断面図にあつては、縮尺が100分の1以上であるものとする。

ただし、報告に係る建築物の規模が大きいため、適切に表示することができないときは、この限りでない。

別表第3（第20条関係）

図 書 の 種 類	明 示 す べ き 事 項
配 置 図	縮尺、方位、工作物の位置及び仮使用をしようとする建築物の部分
各 階 平 面 図	縮尺、方位、各室の用途、増築等に関する工事に係る建築物又は建築物の部分及び仮使用をしようとする建築物の部分

安 全 計 画 書	工事中に講じる安全上、防火上又は避難上必要な措置の概要
-----------	-----------------------------

備考 配置図及び各階平面図にあつては、縮尺が100分の1以上であるものとする。ただし、申請に係る建築物の規模が大きいため、適切に表示することができないときは、この限りでない。